



秋田市雄和市民サービスセンター「ユービス」

施設の使用について

〔指定管理者〕 雄和市民協議会

1、開館時間および休館日

午前9時から午後9時(閉館) ※休館日：12月29日から翌年1月3日まで

2、使用料 (※令和元年10月以降の料金になります。)

- ・部屋の使用料は、営利目的の活動内容にあたらない内容の場合は、無料です。
- ・営利目的にあたる活動内容の場合は、有料となります。(※営利に結びつく活動などを含む)
ただし、次の設備は営利・非営利にかかわらず有料となります。

※使用は準備・片付けの時間を含む貸し室の利用時間すべてが対象になります。

施設名		使用料金 (1時間単位)
1階	洋室1	210円
	調理室	410円
2階	洋室2・洋室3	410円
	洋室4	830円
	洋室5・洋室6	410円
	洋室7	210円
	和室1・和室2	410円
	和室3	210円
地域文化ホール		1,570円

◇付属設備について

- ・次の設備を利用する際は、
営利内容・非営利内容を
問わず設備使用料が必要
となります。

付属設備名	使用料金 (1時間単位)
調理器具(調理室)	150円
舞台照明(ホール)	100円
移動観覧席(ホール)	100円

3、使用上の注意

- 新型コロナウイルス感染症予防対策のため、検温や手指消毒、手洗い、定期的な換気を
しながらのご利用、せきエチケットへのご協力をお願いいたします。
- 施設の使用には、使用前に受付窓口で「使用許可申請書」を記入し、使用後は
「施設利用報告書」を受付窓口へ提出してください。
- 施設の使用終了後は、施設および付属設備等を現状に回復し、施設使用窓口に連絡してください。
- 施設の終了にあたっては清掃を行い、ゴミ等はお持ち帰りください。
- 使用時間には、準備・片付けの時間を含みますので、次の使用者に迷惑がかからないように、
十分留意してください。
- 重量物や金属物など床や壁にキズをつけやすいものは、丁寧に気をつけて運搬してください。
- 長テーブルを使用するときは、足のロックを外して移動させてください。※キズがつくため
- 施設内の飲食は、他の使用者に迷惑のかからないようお願いします。
- ユービス館内およびユービス敷地内は全面禁煙です。

4、非常時について

- 非常口および避難経路をご確認ください。
- 出入口、非常口、消火設備の付近に物品を置かないでください。

6、職員の立ち入り

- 管理の都合上、施設使用中に市民サービスセンター職員等が立ち入る場合があります。

7、その他の使用上の注意

- 火災・爆発・その他危険が生じるおそれのある行為をしないこと。
- 騒音または大声を発する等、他の使用者・来所者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- 施設等を汚損し、または損傷するおそれのある行為をしないこと。施設等を破損又は滅失したときは、直ちに受付窓口に連絡してください。
- 許可を受けないで物品等の販売および広告・宣伝、募金その他これらに類する行為をしないでください。
- 許可を受けた施設以外へ立ち入らないでください。
- 許可なしで備え付けの物品を移動しないこと。
- その他、管理上支障となる行為をしないこと。
- センターは午後9時閉館です。終了後はすみやかに退館してください。
- 駐車場はイベント等があった場合、大変混み合います。自家用車を利用する場合は乗り合いにご協力ください。
- 施設は災害時の緊急避難所となっており、避難勧告・避難指示が発令された場合は、一般のご利用は出来ない場合があります。

8、使用の制限

- 公の秩序または善良の風俗を害するおそれがあるとき、管理上支障があるとき、使用の許可条件に違反したときは、使用を制限又は停止します。
- 施設の設置目的から逸脱した使用（1人での専用、冠婚葬祭、宗教団体の布教・教化活動物販販売のみを目的とする使用、飲酒目的の会合など）、は許可しておりません。飲酒は他のご利用者へのご迷惑を考慮し、ご遠慮していただいております。